

m3 Fast Surveyサービス利用規約

第1条（総則）

本規約は、エムスリー株式会社（以下「当社」という）が提供するm3 Fast Surveyサービス（以下「本サービス」という）にかかる契約の当事者となるべき者（以下、「契約者」といい、第2条で定義する申込者及び利用者が法人に所属する者である場合には当該法人を指すものとする）が遵守する事項を定めるものとする。なお、本サービスは、当社が運営する調査システムを通じて、当社又は当社と提携する事業者の調査パネルに含まれる医療従事者、患者その他の者（以下「対象者」という）に対して調査を行うことを可能とするサービスである。

第2条（定義）

本規約で使用する用語の定義は以下の各号のとおりとする。

(1) 「申込者」

当社所定の申込書（以下「申込書」という）により、契約者を代理して本サービスの利用を申し込み、次号に定める本サービス上で利用者の管理を行う、契約者の役員または従業員をいう。

(2) 「利用者」

申込者の管理のもとに、一定の利用範囲（調査時の質問内容の登録、調査にかかるデータダウンロード等）で本サービスを利用する、契約者の役員または従業員（本サービスを利用する申込者も含む）をいう。

第3条（サービス申込及び利用にかかる条件）

1. 契約者は、申込者及び利用者に対して本規約で自己が負うのと同等の義務を課し、遵守させるものとし、申込者及び利用者の本規約の違反について、一切の責任を負うものとする。
2. 本サービスの申込及び利用にかかる手続等は以下の各号のとおりとし、契約者が法人である場合には、契約者は申込者及び利用者に対して以下の各号の規定を遵守させるものとする。

(1) 申込に必要な手続等

- ①申込者は、本サービスの利用を申し込む場合には、当社所定のURLより申込書をダウンロードし、必要事項を全て記入した上で、郵送またはFAXにより、申込書を当社に送付するものとする。
- ②当社は申込書の受領後、当社所定の審査を行うものとし、当社が利用を許諾する場合には、申込者に対して電子メールによりこれを通知するとともに、申込書に記載されたメールアドレスをもって申込者ID（以下「申込者ID」という）

とし、仮パスワードを発行するものとする。申込者が当該仮パスワードにより当社所定のURLよりログインを行い、本パスワードの登録を行うことをもって、本サービスの利用にかかる申込者の必要手続は完了するものとする。

③申込者は、当社に提出した申込書の内容に変更が生じた場合には、直ちに書面により当社に通知するものとする。

(2) 利用に必要な手続等

①申込者は、当社が認める範囲において、利用者に対して本サービスの利用に必要な利用者ID（以下「利用者ID」という）を付与することができるものとする。

②申込者が利用者IDの付与を行う場合、申込者は、当社所定の登録画面上で、利用者ID付与の対象となる利用者のメールアドレスを入力するものとし、当社は、登録された当該メールアドレスをもって利用者IDとし、当該利用者に対して本サービス利用にかかる仮パスワードを発行するものとする。なお、利用者は当該仮パスワードにより当社所定のURLよりログインを行い、当社所定の手続完了後に本サービスを利用することができるものとする。

③申込者は、利用者にかかる本サービス利用料金を契約者が本規約に従って支払うことができるよう、社内において必要な手続を行うものとする。

3. 当社は契約者の承諾なく、利用者が本サービス上で行う調査項目に当社が作成した項目その他の情報を別途追加して対象者に配信することができるものとする。
4. 契約者は、本サービス上で自己が対象者に対して行う調査に関し、当社が自己の裁量により対象者に対して謝礼を贈呈することについて予め承諾するものとする。
5. 当社は契約者の承諾なく、本サービスに関する業務の全部または一部を第三者に再委託することができるものとする。
6. 契約者は、本サービス申込時に当社に提出した当社所定の申込書の内容に変更が生じた場合には、直ちに書面により当社に通知するものとする。
7. 契約者は、申込者ID、利用者IDおよび本サービスにかかるパスワードを第三者に利用させ、または貸与、譲渡、名義変更、売買、質入等をしてはならないものとする。
8. 申込者及び利用者による申込者ID、利用者IDおよび本サービスにかかるパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は契約者が負うものとし、当社はいかなる責任も負わないものとする。

第4条（調査内容の確認等）

1. 当社は、本サービス上で契約者が行う調査内容について、事前に確認を行うことができるものとする。
2. 当社は前項の確認によって、本サービス上で契約者が行う調査内容が第7条各号

のいずれかに該当すると判断した場合、契約者に対して当該調査内容の削除または修正を要請することができるものとする。契約者は当社から当該要請を受けた場合、直ちに（ただし、当社が期間を指定した場合にはその期間内に）削除または修正を行うものとし、契約者が当社の申出に従わない場合には、当社が対象者に対する当該調査を配信しない場合があることについて契約者は予め承諾する。

3. 前項の規定にかかわらず、当社は情報の削除及び修正義務を負わないものとする。
4. 当社は、本条の規定に従い情報を削除もしくは修正したこと、情報を削除もしくは修正しなかったこと、または対象者に対して調査を配信しなかったことにより契約者または第三者に発生した損害について、いかなる責任も負わないものとする。

第5条 （サービス利用料金）

1. 本サービスの利用料金は、質問数及び回答上限数に応じて、下表のとおりとする。
なお、以下の金額は消費税を含まない。

	回答上限数 100 サンプル	回答上限数 200 サンプル
1 問目	100,000 円	190,000 円
2 問目以降 (2 問目以降の質問 1 問あたりの料 金)	50,000 円	95,000 円
スクリーニング質問 (1 問目)	100,000 円	190,000 円
スクリーニング質問 (2 問目以降) (2 問目以降のスクリーニング質問 1 問あたりの料金)	50,000 円	95,000 円

※ 1 回の調査で設定できる質問数は 5 問を上限とし、5 問の質問数の上限の他に、スクリーニング質問を 3 問を上限とし追加することができるものとする。

※ スクリーニング質問を通過しなかった対象者の回答は、契約者への提供対象外とし、回答数に含めないものとする。

※ 1 回の調査にかかる対象者への配信期間は、回収した回答数にかかわらず、配信開始日から 10 日が経過する日までとする。

※ 1 回の調査で回収することができる回答数は 200 サンプルを上限とする。

※ 1 回の調査で回収した回答数が当該調査において利用者が選択した回答上限数を超えた場合には、上記の配信期間にかかわらず、当社は契約者の承諾なく、対象者に対する配信を停止または終了することができるものとする。

※ 対象者に対する質問形式は、択一、複数選択、数値入力及び自由記入に限るものとする。

※調査の対象となる対象者の選択は、当社が別途定める選択項目による選択に限り可能とする。

※自由記述質問については1問を料金算定上2問として取り扱うものとする。

2. 利用者が対象者に対して配信する調査内容を本サービス上で確定した時点で本サービス利用料金が発生するものとする。
3. 当社は、本サービス上で契約者が行った調査のうち、当月に回答数が上記の上限数に至ったもの、及び上記の上限数に満たずに上記の配信期間を経過したものにかかる本サービス利用料金の総額を当月分の本サービス利用料金として契約者に請求するものとする。
4. 契約者は当月分の本サービス利用料金の総額を翌月末日までに当社の指定する銀行口座への振込をもって、当該料金を支払うものとする。なお、振込に要する手数料は契約者の負担とする。

第6条 (第三者の権利侵害)

1. 契約者は、本サービスを利用して自己が行う調査に関する事項に関し、第三者の有する著作権・名誉・信用等を含むいかなる権利・利益をも侵害しないこと、及び薬事法等の一切の法令に違反しないことを、当社に対して保証する。なお、上記保証は、以下の事項の保証を含むものとする。
 - (1) 日本製薬工業協会制定の「製薬協コード・オブ・プラクティス」(以下「製薬協コード」という)の趣旨に反する行為を行わないこと。
 - (2) 本サービスの利用に際し、第三者に対する誹謗、中傷、非難その他これに類する行為を行わないこと。
2. 前項にかかわらず、契約者は、本サービスを利用して自己が行う調査に関連して第三者が当社に対し紛争またはクレーム等を提起した場合、契約者の責任と負担において当該紛争等を解決するものとする。また、契約者は、前項に定める保証に違反したことにより当社が損害を被った場合には、当社に対し当該損害を賠償するものとする。

第7条 (禁止事項)

1. 契約者は本サービスの利用において以下の各号の事項を行ってはならないものとする。
 - (1) 第三者または当社の著作権、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
 - (2) 対象者のeメールアドレスその他の個人情報(個人情報の保護に関する法律に定義されるものをいう)を収集する行為、または収集していると当社が判断する行為

- (3) 対象者の特定または検索につながる行為
 - (4) 調査内容にリンクを貼り付ける行為
 - (5) 自己の製品または商品等のプロモーションにつながる行為
 - (6) 製薬協コードの趣旨に反する行為。
 - (7) 薬事法等の法令に違反する行為、またはそのおそれのある行為。
 - (8) その他、当社が不適切と判断する行為。
2. 契約者は、自己が本サービスを利用することに起因して第三者が契約者に対して紛争またはクレーム等を提起した場合は、契約者の責任と負担において当該紛争等を解決するものとする。また、本条に違反したことにより当社または第三者が損害を被った場合には、契約者は当社または第三者に対して当該損害を賠償するものとする。

第8条 (免責事項)

1. 契約者は、当社が本サービスに関し、一定期間内に一定の回答数が得られることを保証しないことを承諾する。
2. 契約者は、自己が本サービスを通じて得る情報等の正確性、有用性等について当社がいかなる保証も行わないことを承諾する。
3. 当社は、天災地変・通信回線の障害等の当社の責に帰することができない事由により、本サービスの提供が遅滞し、または不能となった場合には、契約者に対し何らの責任も負わないものとする。

第9条 (解除)

1. 契約者及び当社は、相手方に以下の各号のいずれかの事態が生じた場合、相手方に通知を行うことにより、直ちに本サービスにかかる契約の全部または一部を解除することができるものとする。
 - (1) 解散、他の会社との合併、または事業の全部もしくは一部の譲渡を、相手方への事前の通知なしに行ったとき。
 - (2) 監督官庁より営業許可の取消、営業停止の処分を受けたとき。
 - (3) 支払を停止したとき、または自らが振り出した手形・小切手が不渡りとなったとき。
 - (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始またはこれらに類するその他の法律上の倒産手続の申立があったとき。
 - (5) 差押、仮差押、仮処分、強制執行または競売の申立があったとき。
 - (6) 租税公課を滞納して、督促または仮差押え、差押えを受けたとき。
 - (7) その他、上記各号に準ずる事由が生じたとき。
2. 契約者及び当社は、相手方が本規約に違反し、相当の期間を定めた催告にもかかわらず

らず当該違反を是正しない場合には、本サービスにかかる契約の全部または一部を解除することができる。

3. 前2項の解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げないものとする。

第10条 （期限の利益の喪失）

契約者は、前条第1項各号の一つにでも該当する事由があるとき、または、前条第2項により本サービスにかかる契約の全部または一部が解除されたときは、当社に対して負担する金銭債務につき期限の利益を喪失するものとし、金銭債務の全てを直ちに当社に弁済しなければならないものとする。

第11条 （サービスの変更、廃止等）

1. 当社は、理由の如何を問わず、契約者に対する事前の通知を行うことなく、本サービスの内容の一部または全部の変更、追加および廃止をすることができるものとする。但し、本サービスの全部を廃止する場合には、当社が適当と判断する方法で、事前に契約者にその旨を通知するものとする。
2. 当社は、天災地変その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがある場合、当社のシステムの保守を定期的にもしくは緊急に行う場合、または当社が設置する電気通信設備の障害その他やむを得ない事由が生じた場合、当社の判断により本サービスの運用の全部または一部を中止することができるものとする。
3. 当社は、前項の規定により本サービスの運用を中止する場合は、当社が適当と判断する方法で事前に契約者にその旨を通知するものとする。但し、緊急の場合には、この限りではない。

第12条 （秘密保持）

1. 契約者及び当社は、本サービス上で得た相手方の営業上の情報、技術情報その他一切の情報（以下「秘密情報」という）を秘密に保持し、本サービスの利用終了後も相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に当該情報を開示してはならず、本サービス以外の目的で使用してはならないものとする。ただし、以下の各号に定める情報については、秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 知得時に公知である情報
 - (2) 知得時より後に情報を受領した当事者（以下「受領当事者」という）の責に帰すべき事由なく公知となった情報
 - (3) 知得時より前に受領当事者が保有していた情報
 - (4) 第三者から適法に取得した情報
 - (5) 独自に創作・開発した情報
 - (6) 法令により開示を要求される情報

2. 契約者及び当社は、相手方から要求があるとき、または契約者が本サービスの利用を終了するときは、相手方の指示に従い秘密情報を返却または破棄するものとする。
3. 第1項の規定にかかわらず、契約者が本サービス上で行う調査に関する事項が製薬協コードまたは法令に抵触する旨の指摘を第三者から当社が受け、かつ、当該質問事項が製薬協コードまたは法令に抵触すると当社が判断した場合には、事前に契約者に通知の上、調査事項及び調査実施者が契約者であることを当社が利害関係人に開示することについて契約者は承諾するものとする。

第13条 （知的財産権の帰属等）

1. 本サービス上で得られた回答結果その他一切の情報にかかる著作権その他の知的財産権については、契約者及び当社の共有とし、共有持分の割合は均等とする。
2. 契約者は、本サービス上で得られた回答結果その他一切の情報を事前の当社の書面による承諾なく第三者に開示または提供してはならないものとする。
3. 前項の規定にかかわらず、当社は契約者の承諾なく、かつ、対価の支払を要することなく、本サービス上で得られた回答結果その他一切の情報を当社の事業に使用することができるものとする。

第14条 （損害賠償）

当社は、本規約に違反することにより契約者に損害を生じさせた場合には、当該損害の直接の原因となった調査にかかる本サービス利用料金相当額を上限として、契約者に現実に生じた通常生ずべき損害に限り、契約者に対して当該損害を賠償する責めを負うものとする。

第15条 （反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、本サービス申込時において、自らまたはその役員、従業員、もしくは経営に実質的に関与する者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）または反社会的勢力と密接な関係を有する者（反社会的勢力に協力し、または反社会的勢力を利用する者を含むがこれらに限られないものとし、以下「反社会的勢力」とあわせて「反社会的勢力等」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
2. 契約者は、自らまたは第三者を利用し、当社に対して、暴力的または法的な責任を超えた不当な要求行為およびそれらに類する行為を行わないことを確約する。
3. 契約者は、本サービスの利用に関連して第三者と契約（以下「関連契約」という）を締結する場合において、関連契約の当事者が反社会的勢力等に該当することが判明した場合、直ちに関連契約の解除その他の反社会的勢力等の排除のために必

要な措置を講じなければならない。

4. 当社は、契約者が前3項のいずれかに違反した場合、催告その他何らの手続を要することなく直ちに契約者及び当社との間の本サービスに関する契約を解除できるものとする。
5. 契約者は、前項の規定により当社が契約者及び当社との間の本サービスに関する契約を解除した場合、当社に対し、損害賠償を請求することはできない。

第16条 （譲渡禁止）

契約者及び当社は、相手方の事前の書面による承諾なく、本規約に基づき生じる権利及び義務を第三者に譲渡・承継させないものとする。

第17条 （準拠法）

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては日本法が適用されるものとする。

第18条 （管轄裁判所）

本規約に関して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上